Information 01

所得の申告相談が始まります

令和5年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する人を対象に申告相談を行います。

申告が必要な人

令和4年中に収入があり、❶勤務先から源泉徴収票を交付されていない、勤務先で給与の年末調整をしなかった❷事業所得（農業・商工業・サービス業など）、不動産所得、その他所得（配当所得・雑所得など）があった人

※所得がマイナスだからといって申告しない場合は課税所得が未確定となることから、後日、所得の状況を確認する場合があります

※税務署（青色申告者、会計事務所に依頼する人を含む）や国税電子申告・納税システム（e―Tax）で申告する場合は市役所での申告は不要です

附表提出のみの申告

次のいずれかに該当する場合は、申告書附表の提出で申告したことになります。

❶収入が全く無かった（他市町村にいる家族の扶養になっているなど）❷収入が障害者年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得のみ

※申告書附表は「所得の申告相談について（ご案内）」に添付しています。必要な項目を記入し、3月15日（水）までに各申告会場か各総合支所市民課に提出してください

申告相談の受付方法

❶会場に準備してある申告相談受付票（以下、受付票）を1世帯につき1枚記入❷記入した受付票を会場に設置されている受付票回収ボックスへ入れる❸番号札を受け取る

※番号札に記載された指定時間の10分前まで会場にお越しください

※受け付けできるのは当日の申告分です。翌日以降の予約はできません。

※番号札に記載のある申告時間は目安であり、申告相談内容により時間が前後することがあります

税務署での申告をお願いします

次に該当する人は、税務署で申告してください

❶青色申告❷過年分の申告❸収用以外で土地、建物など不動産を売却した❹上場株式や先物取引所得がある❺繰越損失の申告❻雑損控除の申告❼住宅借入金等特別控除の適用を受ける❽相続税法対象年金の申告❾利子所得の申告❿初めての営業、不動産の申告⓫令和4年1月2日以降に亡くなった人の申告

【問い合わせ】総務部税務課（市民税係）

☎0220（22）2163

税務署からのお知らせ
申告書作成会場の開設について

【開設場所】佐沼税務署1階会議室
【開設期間】2月1日（水）～3月15日（水）
※土日、祝日は開設しません
【開設時間】午前9時～午後5時
※入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場で配布しますが、配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。また、LINEを通じた事前発行も可能です
※会場では自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます
※スマートフォンやマイナンバーカード（発行時に設定した暗証番号を含む）などを持っている人は、持参をお願いします
※3月は、大変な混雑が予想されます。早めの来場をお願いします
【問い合わせ】佐沼税務署
☎0220（22）2501（音声案内で2番を選択）

マイナンバーカード出張申請サポート

申告会場でマイナンバーカードの申請サポートを行います。
【時間】午前9時30分～11時30分、午後1時15分～3時
【持ち物】マイナンバーカード交付申請書または本人確認書類
【問い合わせ】市民生活部市民生活課（戸籍係）
☎0220（58）2118

開催日	場所
2月7日（火）	東和総合支所3階
8日（水）	豊里公民館
9日（木）	石越総合支所1階
16日（木）	登米総合支所2階
21日（火）	津山老人福祉センター2階
22日（水）	南方庁舎2階
28日（火）	佐沼税務署
3月7日（火）	迫庁舎2階
8日（水）	中田農村環境改善センター2階
9日（木）	米山総合支所2階

Information 02

お店の広告塔 バス停留所への広告募集

市民バス停留所への広告掲載希望者を募集します。お店の広告塔として活用ください。

【対象】事業所や事務所店舗などがある個人や法人
【募集期間】1月20日（金）～3月1日（水）
【申込方法】申込書に必要事項を記入し、郵送または持参してください
※指定の様式はまちづくり推進部市民協働課で配布するほか、市公式ホームページからダウンロードできます
※郵送の場合は、封筒の表に「バス停留所広告掲載申込」と記載してください
※広告の制作、設置、撤去費用は広告主負担です
【申し込み・問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課（地域づくり推進係）
〒987―0511／登米市迫町佐沼字中江2―6―1
☎0220（22）2173

■広告内容

広告掲載場所（停留所名）	登米市民病院前（2枠） 佐沼高校北（2枠） 佐沼高校正門前上り（2枠） 佐沼高校正門前下り（2枠） 登米総合産業高校前（5枠） 若草園（2枠）
広告サイズ	A1版（縦841mm×横594mm）以内
掲載期間	令和5年4月～令和6年3月
掲載料	1枠あたり月額5千円（年額6万円）

■広告掲載イメージ

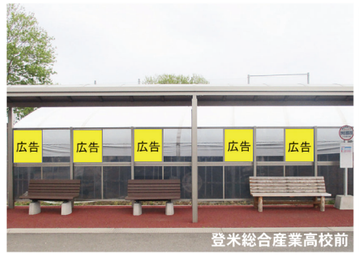

登米総合産業高校前

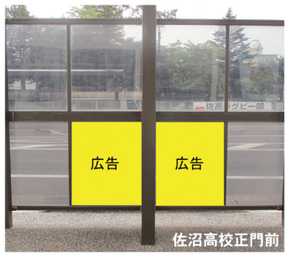

佐沼高校正門前

Information 03

自動販売機設置者を募集します

市の施設に設置する自動販売機の設置者を募集します。希望する場合は、次の方法で申し込みください。

【販売機の種類】清涼飲料水の自動販売機（災害救援対応型）
※酒類を除く
【電気料】設置者負担
【申込方法】必要書類（要領、仕様書など）を担当課窓口で受け取るか、市公式ホームページからダウンロードし、募集内容を確認の上、参加申込書類を提出してください
※公募希望者が複数の場合、抽選で設置者を決定します
【募集期間】1月19日（木）～2月9日（木）
【入札・抽選日】2月16日（木）
【申し込み・問い合わせ】総務部総務課（財産係）
〒987―0511／登米市迫町佐沼字中江2―6―1
☎0220（22）2091

■募集内容

選定方法	施設	台数	設置期間	設置料金
競争入札	登米市役所迫庁舎（バス待合所）	1台	令和5年4月1日～令和8年3月31日	落札金額
公募抽選	迫定住促進住宅（管理事務所脇）▶豊里定住促進住宅（管理事務所脇）▶東和総合支所（1階ロビー）▶米山総合支所（1階ロビー）▶津山総合支所（駐車場内）▶消防署北出張所（ポーチ脇）▶消防署東出張所（ポーチ脇）▶消防署津山出張所（ポーチ脇）	各1台	令和5年4月1日～令和7年3月31日	売上高に8％または8.8％を乗じた金額
	登米総合支所（1階ロビー）▶南方総合支所（1階ロビー）	各2台		

Information 04

水利組合などの施設維持管理費用に補助金を交付

市は、水利組合などで管理する農業水利施設の維持管理に係る電気料金・燃料費などが高騰し、経費が増加しているため、施設維持管理費用に補助金を交付します。

【対象施設】農業水利施設（揚水機場など）
【対象者】農業水利施設を維持管理する水利組合など
※個人以外
【対象事業費】令和4年度分の維持管理に係る電気料金・燃料費が、令和3年度と比較し増加した経費
【助成額】対象事業費の2分の1以内
【申請期限】2月17日（金）
【問い合わせ】産業経済部農林振興課（農地整備係）
☎0220（34）2709